三　航空機用原動機の修理の事業の区分は、次に掲げる航空機用原動機の区分に応ずる区分とする。

イ～ニ　（略）

ホ　電動機

四～八　（略）

別表第一（第七条関係）

区分	特定設備	
（略）	工作のための設備	検査のための設備
ターボ・ジェット発動機、ターボ・プロップ発動機又はターボ・シャフト発動機の修理	（略）	（略）
電動機の製造	ねじ研削盤	磁気探傷装置
	歯車研削盤	蛍光探傷装置
	ブローチ盤	放射線探傷装置又は超音波探傷装置
	治具中ぐり盤	歯車検査機
	自動温度調整装置付熱処理設備	翼型検査器
	点溶接機	動的釣合い試験機
	シーム溶接機	運転試験装置
	電子ビーム溶接機	磁気・磁性体測定器
	レーザー溶接機	耐電圧試験装置
	放電加工機	部分放電試験装置
	電解加工機	温度振動試験機
	はんだ付け用の機器	
	着磁装置	
	自動温度調整装置付熱処理設備	
	着磁装置	
電動機の修理	磁気探傷装置	
	蛍光探傷装置	
	放射線探傷装置又は超音波探傷装置	
	歯車検査機	
	翼型検査器	
	動的釣合い試験機	
	運転試験装置	
	磁気・磁性体測定器	
	耐電圧試験装置	
	部分放電試験装置	
固体ロケット発動機の製造	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

三　航空機用原動機の修理の事業の区分は、次に掲げる航空機用原動機の区分に応ずる区分とする。

イ～ニ　（略）

（新設）

四～八　（略）

別表第一（第七条関係）

区分	特定設備	
（略）	工作のための設備	検査のための設備
ターボ・ジェット発動機、ターボ・プロップ発動機又はターボ・シャフト発動機の修理	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
固体ロケット発動機の製造	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。